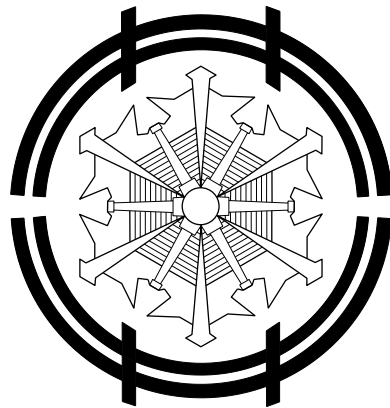


令和 8 年度
小型動力ポンプ付積載車（非常備）仕様書
（B－3級）



新居浜市消防本部

第1 総則

- 1 この仕様書は、新居浜市（以下「当市」という。）が令和8年度消防自動車整備事業により製作する小型動力ポンプ付積載車（以下『積載車』という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 積載車は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られる性能と条件を備えるものであるとともに、平成17年及び平成30年基準排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 積載車は、令和8年式ダブルキャブオーバー型4ドアの2WDトラックシャシを使用し、最大積載量0.95トン以上スチールデッキ、ホイールベースは2.5m以上のもので、この仕様で十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料はすべてJIS規格に基づいて精選されたもので十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- 4 完成車両は、愛媛県陸運支局長の行う新規登録検査合格後納入すること。なお、新規登録手数料（課税分）は本車両価格に含むが、新規登録手数料のうち非課税分、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金は当市が別途支払いするものとし、本車両価格の中には含まない。
- 5 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は入札前に質問書を提出し、当市の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて当市の解釈に従うものとする。
- 6 受注者は、契約後2週間以内に当市と製作に関する事前協議を実施し、その後1週間以内に事前協議の議事録を1部提出するものとする。
- 7 提出書類は次によるものとする。
 - (1) 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを4部提出して、製作上の細部にわたり十分打合せ、承認を受けるものとする。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図（艤装5図面、キャブ内及びボックス内艤装図、車体骨格図）
 - ウ 取付品及び取付装置並びに積載品及び付属品を明記した書類
 - エ 走行軌跡図
 - オ シャシ及びエンジン諸元表
 - カ 電気配線図
 - (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を2部提出すること。
 - ア 納品書（内訳書を含む。）
 - イ 自動車改造計算書
 - ウ 車両重量実測書
 - エ シャワーテスト結果表
 - オ 艤装外観図（完成図書含む。）
 - カ 製作工程ごとの写真（データ含む。）
 - キ 完成写真及び内部積載品写真（データ含む。）
 - ク 整備解説書

- ケ 各種取扱説明書（シャシ、ポンプ、装備品及び付属品等）
 - コ 装備品及び付属品等一覧表及び保証書
 - サ 装備品及び付属品等故障時緊急連絡先一覧表
 - シ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ※ 上記の製作承認図書類、完成図書、取扱説明書は、エイナーファイル（白）及び図書にあったファイルにそれぞれに分類して綴じること（図書類の各単位にはS I単位を列記すること。）。

第2 納入台数

2台

第3 納期

令和9年 3月31日（水）

第4 納入場所

新居浜市消防本部 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

第5 概要

この積載車は、市内全域における防災を主目的とし、建物火災に係る災害はもとより自然災害に至るまで幅広く災害対応するため、最大積載量0.95トン以上のシャシに小型動力ポンプ（B-3級）を積載することが可能な車両で、消防活動を円滑に行えるものとする。

第6 完成車の諸元及び性能

1 全長	5,000mm以下
2 全幅	1,700mm以下
3 全高	2,500mm以下
4 総重量	3,500kg未満
5 乗車定員	10人
6 エンジン	ディーゼルエンジン
7 総排気量	1,800cc以上
8 トランスミッション	オートマチックトランスミッション
9 駆動方式（車輪配列）	2輪駆動方式
10 最小回転半径	5.0m以下
11 燃料タンク	50ℓ以上
12 エアコン装置	メーカー標準

第7 車両本体の構造

1 車両の駆動及び制動装置

- (1) 主ブレーキのほか、補助システム及びアンチロックブレーキシステムを装備すること。
- (2) バッテリーは、メーカー最大容量のものを設置し、排気管に対する熱を考慮し、点検及び脱着が容易にできるようステップ一体型引き出しレール式とすること。また、内部は水抜き機能

を設けて防水加工とするほか、蝶ネジは黄銅製とし、収納装置から引き出した時に支障とならないよう、コード類の長さは十分余裕を取ること。

- (3) オルタネーターは、メーカー最大のものを取り付け、使用に対する十分な容量を確保すること。
- (4) 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示、給油口のカギはエンジンキー（3本）と同一とする。）は、給油が容易な位置とすること。
- (5) タイヤはラジアルタイヤ（チューブレス）のスチールホイールを全車輪に装着すること。
- (6) 排気管
 - ア 引火防止装置をテールパイプ先端に、走行に支障のないよう適切に取り付けること。
 - イ 溶接部等の継ぎ目は、確実な耐熱防錆処理を行うこと。
 - ウ 排気管は、艀装部分と適切な間隔を保つようにし、ボックス等に近い部分には、防熱装置を取り付けること。

2 全体の構造

- (1) シャシは、令和8年度以降に製作された0.95トン以上のシャシ（ダブルキャブオーバー）とし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制及びブレーキ規制に適合するものであること。
- (2) 車体キャブは、居住性及び乗降性を十分考慮し、床はフラットフロアとし、計器及びスイッチ類は操作しやすい位置にまとめて取り付けること。また、ステップは昇降しやすいように取付幅を最大限延長すること。
- (3) シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。
- (4) シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。
- (5) 艀装は、全般にわたり防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮し製作すること。
- (6) 艀装は、アルミ鋼板及びステンレス鋼板を使用して軽減を図り、ボルト及びナット類はステンレス製を使用すること。
- (7) ボックス内、フェンダー内側等の手が触れる可能性のある部分のボルト等は、クロームメッキ処理の袋ナットを取り付けること。
- (8) 次に掲げる車体装備取付品は、ステンレス材又は鉄鋼材を使用する場合は、銅メッキをした後に良質のクロームメッキを施すこと。
 - ア 各操作レバー及びハンドル
 - イ 各ボックスの扉取手金具及び蝶板
 - ウ 鉄鋼製握棒及びその固定金具
 - エ 手すり及び支持金具
 - オ 各種保護枠
 - カ 各種ロック装置
 - キ その他当市が必要とする物品
- (9) 取付品及び付属品は、安全確実に積載でき、かつ容易に取り外しができる堅固な装置を備え

- ているものとし、積載等による損傷の恐れがある部分及びその他必要な箇所は、アルミ又はステンレスの保護板を取り付けるものとする。
- (10) 各ステップ及びボックス上面等はアルミ縞鋼板とし端末部周辺を折り曲げた構造とすること。
 - (11) ボックス部分と側板との接合部分のある箇所には、パッキン等を用いて有効な防水措置を施すこと。また、コーキング及びシーリング類は、弾力性のあるものを使用し、経年劣化により硬化しにくいものとする。
 - (12) 車両全般の電気回路は、車両の艤装、時計その他の始動時に支障のある部分及び当市が指定する部分以外を全て遮断する構造とすること。
 - (13) 各配線は、絶縁性に優れた許容十分なものを使用し、各電装品スイッチのスナップスイッチ部分は防水とする。また、使用するプラスチック類は可能な限り難燃製のものを使用し、ゴム製品は耐油性の合成ゴムを使用すること。
 - (14) 車両の適切な位置に、旗差込コネクター 1 個を取り付けること。
 - (15) 牽引フック（2 トン）は、車両の適切な位置に埋込式で前部 1 個、後部 2 個を設け、牽引時にワイヤーロープ等で車体が損傷しない構造とすること。
 - (16) 車両左右中央部にアルミシャッター式資機材収納ボックス（鍵付き）を設け、シャッター内部には照明及び補助ベルト、シャッター開閉センサー、ホース背負器取付装置（ワンタッチベルト付き）4 個を取り付けること。
 - (17) 車両左右の適切な位置に、消防用無線機用ボックス（スピーカー埋込式）を取り付けること。
 - (18) 車両後方左側面部に 6 m 吸管（吸口から後輪フェンダー上部を経て後方に二重巻き）取り付け、吸管が車体に接触する部分にはアルミ縞鋼板を取り付け保護すること。また、吸管内側に車輪止め及び消火器をそれぞれ設けること。
 - (19) 車両後方左側面上部に、とび口及びその付近に手すりを取り付けること。
 - (20) 車両後方右側面の適切な位置に、二又分岐金具及び消火栓開閉金具、スタンドパイプ、剣先スコップ及び管そう 2 本をそれぞれ設け、車体に接触する部分にはアルミ縞鋼板を取り付け保護すること。
 - (21) 資機材収納ボックスの上部にアルミ縞鋼板を設け、三脚及びコードリール（分団名防水カバー付き）、金てこ、ノズル立て 3 個をそれぞれ設けること。また、その下部に組立式水槽（400ℓ）を差込型で積載できるよう艤装し、適切な大きさの水抜きを設けること。
 - (22) 車両後方右側面上部には、折りたたみ梯子（チタン製）を容易に取り外しができるように取り付けること。
 - (23) フェンダーは、洗浄時の泥土等が入らない構造とし、ゴム製泥除けを取り付けること。また、適切な位置に路肩灯及び車幅灯を左右各 1 個取り付けること。
 - (24) 車両後方中央に新品の土居式ポンプカーに搭載した小型動力ポンプ（B-3 級）を積載し、引出式レールでポンプカーを容易に取り出せ、走行時も強固に固定できる構造とすること。
 - (25) 小型動力ポンプ収納スペースに、スナップスイッチ付きの LED 照明を設けること。
 - (26) 車両後部隊員席は、左右 2 名用のシートベルト及び背もたれ付き座席を設け、左右座席は折りたたみ式とすること。また、左右座席付近の適切な位置に、後部乗車確認ブザーを設け、当市が保有する 500ℓ 型プラスチック水槽（貯水タンク）が搭載できる構造とすること。
 - (27) 車両後部の適切な位置に、保護枠付の LED 赤色警光灯 2 個を取り付けること。
 - (28) 車両後部の両側に手すりを設け、上部には門型横棒を取り付けること。また、門型横棒付近

に保護枠付きサーチライト（左側は取外式、右側は伸縮式）を取り付けること。サーチライトは、LED（60W以上）とする。

(29) 当市が指定する装備品等（別紙、装備品等一覧参照）については、別途協議して取り付けること。

3 キャブ外装

- (1) 屋根上部にLED赤色警光灯1個、モーターサイレン1個及び標識灯1個を取り付けること。
- (2) キャブ屋根上部に取り付ける各電装品は、確実に取り付けて防水処理を施して、配線取出用パイプを通して配線すること。
- (3) キャブ前面の適切な位置に円形台座付き消防団章を取り付けること。
- (4) 前照灯として、ヘッドライト及びフォグランプを設けること。
- (5) フロント左右に大型のアウトミラーを取り付け、左側には電動格納式アウトサイドミラー（アウトミラーと一体型可）を取り付けること。
- (6) フロントバンパー付近に赤色警光灯（LED）2個を取り付けること。
- (7) 全ドアには、雨天時に有効なステンレス製サイドバイザーを取り付け、全ドア内縁に再帰性に富んだ反射材を必要な範囲に貼り付けること（別途協議）。
- (8) 昇降用ステップを、キャブの両側左右の全ドアに取り付けること。
- (9) 乗降用手すり4個を、キャブ両側面の有効な位置に強固に取り付けること。
- (10) バッテリー自動充電器（ずばら充電器）用コンセント（銘板付き）をキャブ外部の適切な位置に設けるとともに、積載する小型動力ポンプ（B-3級）へも充電できる配線とし、マグネット式コードは10m以上の長さとする。

4 キャブ内装

- (1) 乗車定員は6人とし、安全に乗車できる座席を設けること。
- (2) 安全に必要な箇所に握り棒・ステンレス製手すりを設けること。また、昇降時において損傷防止のアルミ縞鋼板を必要範囲で取り付けること。
- (3) 取付計器
 - ア スピードメーター
 - イ エンジン回転計（レッドゾーン表示）
 - ウ エンジン冷却装置水温計
 - エ 燃料計
 - オ エンジン油温計
- (4) 運転席ハンドルは、衝撃吸収機能付きステアリングコラムとし、ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSRSEエアバックを設けること。
- (5) 運転席及び助手席はパワーウインドウ（挟み込み防止機能付き）とすること。
- (6) 運転席前方付近にバッテリーの艀装メインスイッチを設け、当市が指定するもの以外の艀装関係の電源が切れる構造とすること。
- (7) 電子サイレンアンプ、無線機関係、各種スイッチ類等は、前席上部のオーバーヘッドコンソール内及びダッシュボード付近の操作しやすい位置に取り付けること（配列位置、寸法等は別途協議）。

- (8) 助手席足元に、カバー付きの足踏式モーターサイレンスイッチを設けること。
- (9) 天井部に、大型のLED室内灯及びドア開閉灯を設けること。
- (10) センターピラー左右に物掛けフックを各1個取り付けること。
- (11) 手元スイッチ型のフレキシブルマップランプ（LED式）3個を取り付けること（助手席、後部座席左右）。
- (12) 全座席は、厚手ビニールシート張りを施すこと（別途協議）。
- (13) 後部座席シートは下部に資機材が収納できる構造とすること。
- (14) 後部座席前にステンレス製の隊員用手すり（外径約30mm程度）を堅固に取り付け、S字フックを3個設けること。
- (15) ゴム製フロアマットを全床に敷くこと。
- (16) 天井内張りには難燃材料を用い、各種配線等は露出させない構造とし、その点検及び修理が容易にできるものであること。
- (17) 各配線は、色分けしてキャブ内の集合スイッチ盤に結線し、ヒューズボックスを間に設けること。
- (18) ヒューズボックスは、特別電装品専用とし点検整備に容易な位置に設け、各名称、容量を記入すること。また、電気機器関係のヒューズ配線図を明確にすること。
- (19) 車両全般の必要な箇所に、アースボンディングを適宜取り付けること。

5 資機材収納ボックス等

- (1) 資機材収納ボックスは、防水及び防音性を有する堅牢な構造とし、走行中の振動においても落下、又は移動しない構造とすること。また、資機材出入時における損傷防止のためのアルミ縞鋼板を必要範囲で取り付けること。
- (2) 扉等の開放時に、ボックス枠と接触する場合には、緩衝ゴム及び扉合わせ目に、戸当てゴムを適切に取り付けること。
- (3) 各ボックスは、収納物に応じた大きさと合理的に仕切り、床に適切な大きさの水抜きを設け、防水加工を施してすのこ板を敷くこと。
- (4) その他積載資機材については、重量バランス等を考慮して取り付けること（別途協議）。
- (5) 本仕様中に記載されていない事項についても、取り扱い上必要と認められる場合には、別途協議し製作すること。

第8 無線機

1 移設

無線機については、旧車両に取り付けている無線機本体等（アイコム社製・IC-D6005型及びNEC社製・JDC4H1C1-1D）、その他付属機器を移設すること。

2 無線機等の取り付け

- (1) 無線機本体及び送受信器は、キャビン内前面パネル及び運転席と助手席の間付近の操作に便利な場所に取り付けること。
- (2) 無線機用スピーカー、デジタル共用器、マイク分岐器、分離アダプター、車外マイク接続機、電源スイッチ等を車内外の適切な場所に取り付けること。
- (3) 簡易デジタル無線機用（1本）及びデュアル無線機用（2本）アンテナ（空中線）を、キャ

ビン屋根の適切な位置に取り付け、配線は保護管付同軸ケーブル（5D2V）で必要に応じ内張り内を通し、無線機本体まで配線すること。なお、取付位置は電子サイレン等から発生するノイズの影響を考慮した位置とすること。

(4) 各機器等の取付位置については、当市と別途協議し、承認を得て実施すること。

3 配線方法等

- (1) 受注者は、車両の艤装段階で通線等を行い、配線が露出することがないように処理を行うこと。また、事前に通線等の処理を行う配線等については、現品の損傷及び劣化等をよく確認し、必要に応じて新品を使用すること。
- (2) 配線等を敷設する際には、損傷防止のために保護管等を使用すること。また、配線の敷設は、運用上支障のないように内張等に入れ、貫通部分及び配線止には緩衝物を用いて損傷を防止すること。また、貫通部分からの雨露の浸入がないようにすること。
- (3) 電源配線類は、電源側にヒューズを設け、取付機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用すること。
- (4) 無線機の起動条件は、ACCと連動して起動する構造とすること。
- (5) 各装置の設置後に試験調整を行い、正常な動作を確認すること。また、消防通信指令施設（無線統制台等）との接続及び連動を確認すること。

4 無線機等の構成

(1) 簡易デジタル無線機本体	一式
(2) デュアル無線機本体	一式
(3) アンテナ	3本
(4) 送受信器（簡易デジタル無線機、車内及び車外用）	3個
(5) 送受信器設置金具	3個
(6) ハンドセット（デュアル無線機用）	一式
(7) デジタル共用器	一式
(8) マイク分岐器	一式
(9) マイク接続機	一式
(10) 同軸ケーブル	一式
(11) 電源スイッチ	一式
(12) スピーカー切替スイッチ	一式
(13) 外部用スピーカー（トランペット型）	2個
(14) 室内用スピーカー（角型）	一式
(15) 専用ボックス（車外）	一式
(16) 電源配線	一式
(17) その他付属品	一式
(18) その他取付工事に必要な材料	一式

5 無線局免許変更申請等

当該車両更新に伴う無線局免許変更申請等の必要がある場合は、受注者が負担する。

第9 塗装

- 1 車両は充分錆落としした後、プライマー、パテ及びサフェーサにより下地処理を行い、十分乾燥させ赤色塗装により2回以上塗装を行うこと。塗料は、VOC（揮発性有機溶剤）を削減し、鉛等の環境負荷物質を一切含まない環境へ配慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
- 2 資機材収納ボックス内は、ライトシルバー色で塗装すること。
- 3 車両下廻りは、黒色で塗装すること。

第10 車体文字入れ

- 1 車両フロント部左側（運転席側）にそれぞれ『高津』『泉川』（白文字・丸ゴシック体）を、横書きに文字入れすること。
- 2 左右の前部ドア中央付近に『新居浜市消防団』（白文字・丸ゴシック体）を、車両前部から後部に向かって横書きに文字入れすること。
- 3 左右のドア下部（ステップ付近）に当市指定文字（白文字・丸ゴシック体）を、車両前部から後部に向かって横書きに文字入れすること。
- 4 左右の後部ドア中央付近にそれぞれ『高津分団』『泉川分団』（白文字・丸ゴシック体）を、車両前部から後部に向かって横書きに文字入れし、その上段中央に当市指定マーク（消防団マーク）を記入すること。
- 5 標識灯は黄色とし、それぞれ『高津』『泉川』（黒文字・丸ゴシック体）を横書きに文字入れすること。
- 6 左右シャッターに当市指定マークを施すこと。
- 7 小型動力ポンプ（B-3級）の適正な位置に、それぞれ『高津分団』『泉川分団』と購入年（白文字・丸ゴシック体）を記入すること。
- 8 水槽（エミュライト水槽）の適正な位置に、『高津分団』『泉川分団』（黒文字・丸ゴシック体）と記入すること。
- 9 記入文字、デザイン、大きさ及び貼付け位置等については、別途指示する。

第11 検査

1 中間検査

本仕様書に基づき、艀装を製作する中間時において、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査（シャシの傾き、バランス及び塗装の状況等）
※車体の傾きが左右差（前後）15mm以上の場合は、シャシを取り替えるものとする。
- (2) 各種装置の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載及び取付状況
- (4) 艀装についての最終打合せ（変更協議等）

2 完成検査

全艀装が完了した時点で本仕様書全般について、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査

- (2) 各種装置、付属品等の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載、取付状況及び数量検査
- (4) 車両走行検査

3 その他

- (1) 付属品、積載品等の取付位置については、上記1及び2の検査後、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
- (2) 納入後又はその後必要積載品等を積載して走行テストを行い、異状が生じた場合は、受注者の責任において修理又は部品の取り替えを行うこととする。

第12 申請書類等

受注者は、完成納入に当たり、次の書類を関係機関に申請すること。

- (1) 車庫証明
- (2) 緊急自動車届出確認書（消防用）
- (3) 緊急自動車指定書（水防用）

第13 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を当市の指定する期日に実施すること。なお、実施回数及び内容については別途協議とする。

第14 その他

- 1 保証期間は、納入後1年とする。ただし、設計、製作、技術及び材料不良に起因した不備欠陥等の瑕疵が発見された場合は、保証期間満了後であっても受注者が無償にて取り替え、修理を行うこと。
- 2 新車1か月及び6か月点検を無償で実施し、納入後3年間は無償で点検等の巡回サービスを実施すること。
- 3 納入時、燃料タンクは満量とすること。